

平成 30 年 10 月 15 日

愛 知 県

9 月 19 日（水）の国家戦略特区ワーキンググループを受けて
「医療ツーリズムの推進のための規制改革」（抜粋版）

1 内閣府からの質問事項

- ① 先日のWGにて法務省から示された「ガイドライン等事例集（原則と例外を明確にしたもの）」を作成する上での、具体的なケース（疾患等）をご提供ください。

愛知県内の医療機関における事例等の中から、早期治療の必要があったが帰国することとなった※事例を以下のとおり抽出しました。いずれも、病状判明後速やかに在留期間の延長や在留資格の変更が可能であれば、症状が悪化することなく早期に治療を行うことができた事例です。

※ 病気治療において、在留期間の延長や在留資格の変更が認められるケースでは、医師の判断で帰国できない状態であることが必要とされている

【実際の事例】

- 短期滞在ビザ（家族招へい：30 日）で来日した中国人が検査を受けたところ、食道がん（ステージⅢ）が見つかり、早期の治療が必要と診断された。本人も食事が摂れない状況にあったことから、日本での早期の治療を希望し、抗がん剤による治療を開始した。しかしながら、滞在可能な期間中では手術はできなかったため、医療滞在ビザ取得のために一旦帰国したことから、手術への決心が鈍ってしまい、再来日を取りやめた。その結果、症状がさらに悪化（ステージⅣ）し、半年後に医療滞在ビザを取得して再来日したが、前回よりも悪い状態で治療を開始することになってしまった。
- 平成 29 年 1 月 17 日 来日
2 月 15 日 帰国
平成 30 年 8 月 再来日
- 短期滞在ビザ（観光：15 日）で来日した中国人が検査を受けたところ、胃がん（ステージⅣ）が見つかり、早期の治療が必要と診断された。本人も痛みを訴え、日本での早期の治療を希望した。しかしながら、滞在可能な期間中では治療ができなかったため、一旦帰国したが、医療滞在ビザの取得に時間を要し、再来日が遅れてしまったことから、さらに症状が悪化した。
- 平成 28 年 4 月 10 日 来日
4 月 23 日 帰国
5 月 25 日 再来日
- 短期滞在ビザ（数次：30 日）で来日した中国人が検査を受けたところ、肺がん（ステージⅠ）と診断され、早期の治療を行いたかった。しかしながら、滞在可能な期間中では治療ができなかったため、一旦帰国したが、医療滞在ビザの取得に時間を要し、再来日が遅れていることから、ステージが進行している可能性が高いと考えられる。
- 平成 30 年 8 月 8 日 来日
8 月 30 日 帰国
10 月 19 日 再来日（予定）

- 平成 30 年 4 月、大学での研究のため日本に滞在（在留資格不明）していたロシア人より、「日本での健康診断で乳がんが見つかったため愛知県内の病院で手術を行いたいが、在留期間が残り 1 か月を切っており、医療滞在ビザの手続きをお願いしたい」との間合せが医療機関にあった。しかしながら、医療滞在ビザは一旦帰国をしなければ取得は難しい旨を説明すると、可及的速やかに治療を行いたいので帰国して手術することとなった（その後、再来日はしていない）。

- 〔提案の参考事例〕 短期滞在ビザ（観光：15 日）で来日した中国人が検診を受けたところ、脳腫瘍が見つかり、早期の手術が必要と診断された。本人も痺れを訴える状況にあったことから、日本での早期の手術を希望した。しかしながら、滞在可能な期間中では脳腫瘍の手術ができなかったため、一旦帰国し、再来日することとしたが、医療滞在ビザの取得に時間を要し、治療開始が遅れてしまった。

平成 28 年 6 月 29 日 来日（日帰り）
7 月 14 日 再来日

【その他、想定される症例】

- 大腸がん・・・ステージⅣと診断され、早急に人工肛門設置術を必要とする場合。
- 各種がん・・・上記の事例同様、早期の治療が必要であると診断される場合。
- 糖尿病・・・重症な糖尿病で、血糖コントロールができていない場合。
- 脳動脈瘤等・・・画像診断の結果、早急な手術が必要な場合。
- 心臓疾患・・・超音波診断等の結果、重症な場合や早急な手術が必要な場合。
など